

令和3年度横浜市中心職業訓練校訓練業務委託

受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和3年度横浜市中心職業訓練校訓練業務委託事業の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等について、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）」及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「局業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル手続き及び公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ プロポーザル関係書類提出要請書（以下「提出要請書」という。）の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 委託業者の特定

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施方針及び手法に関する視点
- (2) 業務内容に関する視点
- (3) 実施体制に関する視点
- (4) 企業としての取組に関する視点
- (5) 市内の中小企業であること

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価点の合計が同点の場合は次の順序でプロポーザルの上位者を決定する。
 - (1) 加重項目の合計得点が上位の者
 - (2) 抽選
- 5 評価結果の総点数が、満点の10分の6に達しない者は特定しない。
- 6 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	経済局総務課長
副委員長	経済局商業振興課長
委員	経済局市民経済労働部長
	経済局経営・創業支援課長
	経済局雇用労働課長
	経済局雇用労働課担当課長（横浜中央職業訓練校校長）
 - 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、全委員の5分の4の出席をもって成立する。
 - 5 委員長は、評価結果を経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員に報告するものとする。

(提案資格確認結果の通知)

第7条 取扱要綱第11条による。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条による。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和2年10月9日から施行する。

評価項目	配点	評価	評価の換算式 ()は加重倍率	コメント
業務実施方針及び手法に関する視点	20			
市場動向等に関する理解度	10			
実施方針・手法の妥当性	10			
業務内容に関する視点	30			
訓練の妥当性	10			
就職支援の妥当性	20		(×2)	
実施体制に関する視点	50			
担任・就職支援担当の常駐 講師等の適切な配置	20		(×2)	
類似業務の受託件数	10			
類似業務の就職率	20		(×2)	
小計	100			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点		
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	11	
合計	111	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

評価の視点

評価項目	配点	評価の換算点 (加重倍率)	評価の視点
業務実施方針及び手法に関する視点	20		
市場動向等に関する理解度	10		中途採用市場の動向等を踏まえているか。 本校の特徴を踏まえているか。
実施方針・手法の妥当性	10		訓練生の就職を主眼においているか。 就職に向けた、具体的かつ現実的な手法になっているか。
業務内容に関する視点	30		
訓練の妥当性	10		仕様書で示された訓練の学科及び実技を網羅したカリキュラムとなっているか。 補講等の実施により訓練の習得度を担保しているか。
就職支援の妥当性	20	(×2)	訓練生の状況を個別かつ正確に把握する内容になっているか。 訓練生の安定した就労につながる就職指導ができる内容となっているか。
実施体制に関する視点	50		
担任・就職支援担当の常駐 講師等の適切な配置	20	(×2)	訓練に必要な専門知識や資格を持ち、経験豊富な講師等が配置されているか。
類似業務の受託件数	10		平成30年度・令和元年度(平成31年度)で求職者支援訓練や公共職業訓練など同種の訓練の受託実績があるか。
類似業務の就職率	20	(×2)	過去に受託した科目の就職率は高水準か。
小計	100		

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点		
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	11	
合計	111	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。